

議員提出第4号議案

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例の件

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年10月16日提出

提出者 神戸市会議員

村野 誠 一	坊池 正	平井 真千子
山口 由美	河南 忠和	しらくに高太郎
山下 てんせい	五島 大亮	植中 雅子
岡田 ゆうじ	吉田 健吾	上畠 寛弘
平野 達司	大野 陽平	浅井 美佳
大井 としひろ	高橋 としえ	住本 かずのり
外海 開三	三木しんじろう	黒田 武志
山本 のりかず	ながさわ 淳一	さとう まちこ
つじ やすひろ	川口 まさる	原 直樹
なんの ゆうこ	のまち 圭一	岩谷 しげなり
吉田 謙治	壬生 潤	菅野 吉記
堂下 豊史	高瀬 勝也	徳山 敏子
門田 まゆみ	宮田 公子	細谷 典功
坂口 有希子	萩原 泰三	岩佐 けんや
川内 清尚	よこはた 和幸	伊藤 めぐみ
諫山 大介	やの こうじ	かじ 幸夫
木戸 さだかず	あわはら 富夫	香川 真二
松本 しゅうじ	上原 みなみ	村上 立真

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例

神戸市議会基本条例（平成24年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第7章 [略]</p> <p>第8章 政治倫理（第23条・<u>第23条の2</u>）</p> <p>第9章、第10章 [略]</p> <p>附則</p> <p><u>（請負状況の透明性確保）</u></p> <p><u>第23条の2 議員は、神戸市に対し請負（地方自治法第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合において、別に定めるところにより、当該請負の状況を公表するものとする。</u></p> <p>第9章 [略]</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第7章 [略]</p> <p>第8章 政治倫理（第23条）</p> <p>第9章、第10章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第9章 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、神戸市会議員の請負の状況を公表するに当たり、条例を改正する必要があるため。